

## 第8章 文化財の防災・防犯

### 1 文化財の防災・防犯に関する課題

近年、地震・台風・集中豪雨等による大きな自然災害が増え、文化財にも多大な被害が生じている。さらに、火災・盗難・破壊等の人為災害も発生しており、地域住民が減少し、地域のコミュニティ力が低下しているなかで、防災・防犯といった文化財の保存管理は大きな課題となっている。

以下に、秩父市の文化財に関する災害・犯罪等のリスク、防災・防犯上の課題を記載する。

#### 1) 地震災害

想定される被害として、建造物や史跡等の不動産文化財に関しては損壊・崩落等（倒木や落枝による被害も含む）、美術工芸品及び有形の民俗文化財等の動産文化財に関しては転倒・落下等が挙げられる。名勝・天然記念物については、倒木・落枝・損壊・崩落の被害が想定される。

埼玉県が作成した「埼玉県地震被害想定調査被害分布図」では、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、秩父市内で最大震度6強の地震が発生することが想定されている。また、秩父市は昭和56年（1981）の建築基準法施行令改正前に建設された文化財収蔵施設を所有しており、耐震診断の実施や耐震化等の検討を行う必要がある。

#### 2) 風水害

風水害とは、強風・大雨・洪水等による災害を指す。想定される被害として、建造物・史跡・美術工芸品・有形の民俗文化財等に関しては損壊・浸水等が挙げられる。名勝・天然記念物については、倒木・落枝・損壊・崩落等の被害が想定される。

秩父市域は山地が広大な割合を占め、急傾斜の地形が多くあるため、台風・集中豪雨等による土砂災害が発生しやすい。令和元年東日本台風の際には、秩父市内各地で土砂崩落や浸水の被害が生じるとともに、交通路の遮断や山間部の孤立が発生した。秩父市が作成した「秩父市ハザードマップ」における土砂災害警戒区域や、埼玉県が作成した「水害リスク情報図」における家屋倒壊等氾濫想定区域に所在する文化財もあり、今後、このような危険区域に所在する文化財について、重点的な対策を講じる必要がある。

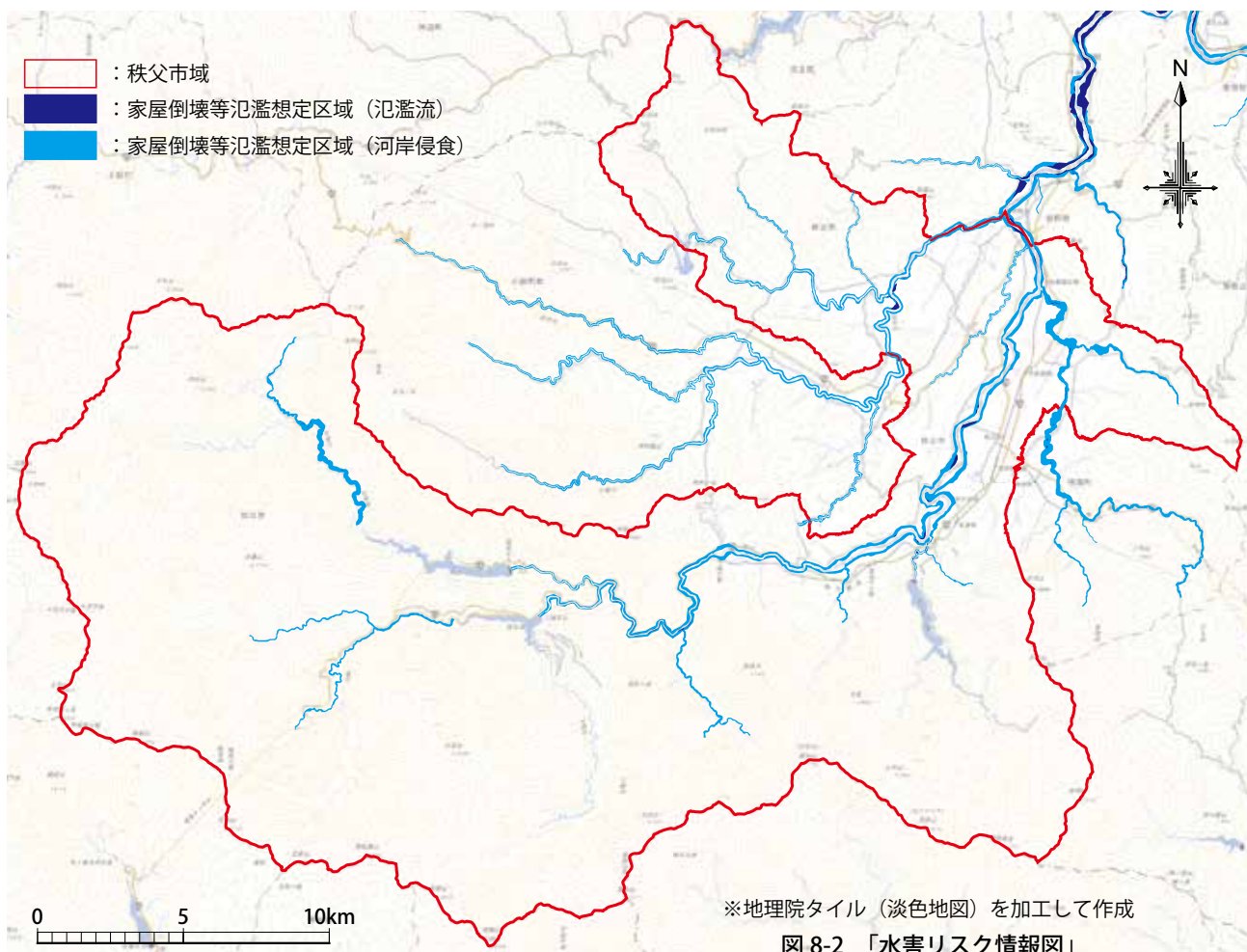
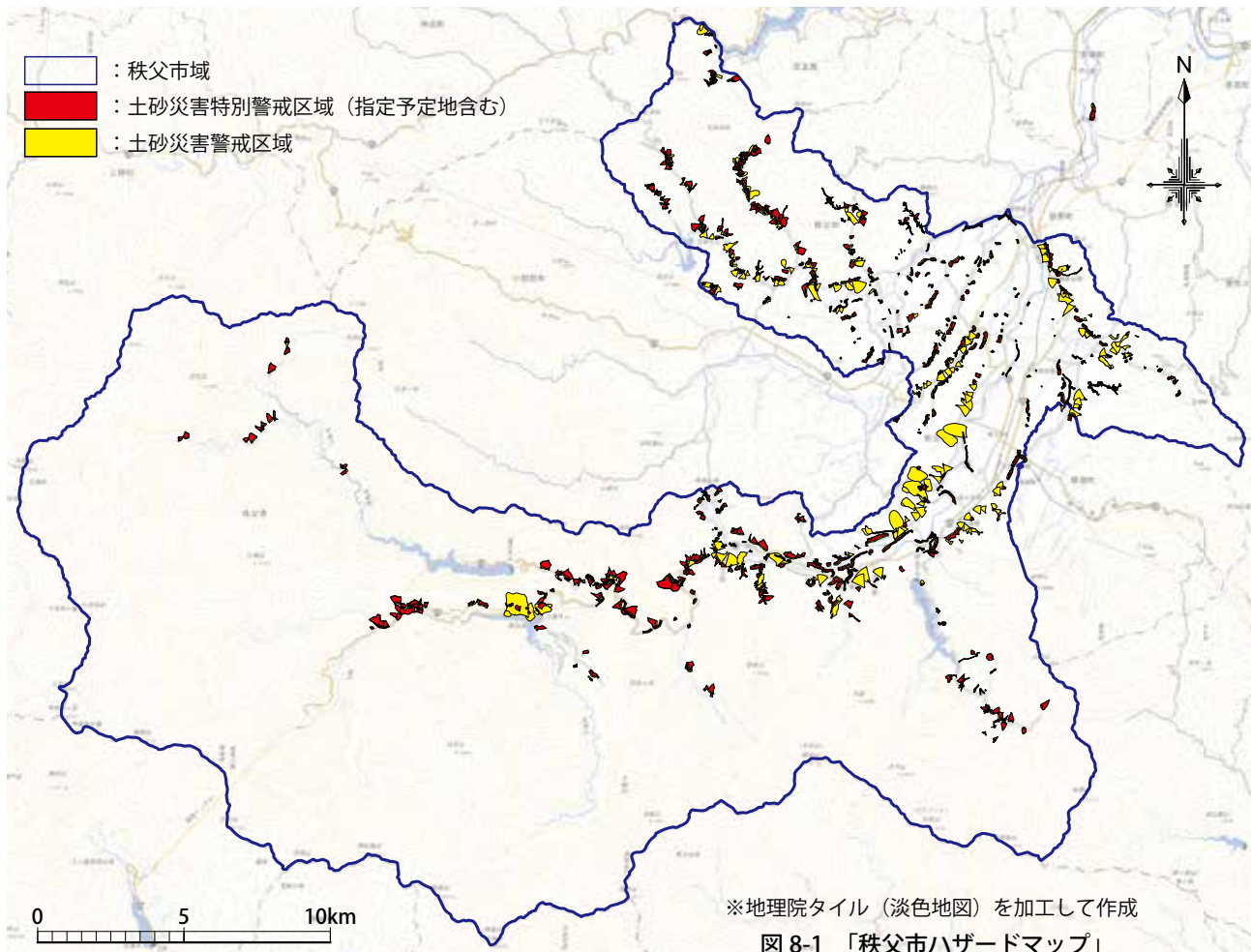
#### 3) 雪害

想定される被害として、建造物等の不動産文化財の損壊等が挙げられるが、建造物が被災すると、その内部に収蔵される文化財にも被害が及ぶ可能性がある。名勝・天然記念物については、倒木・落枝・損壊の被害が想定される。

平成26年豪雪の際、秩父市では積雪98cmを記録し、市内の文化財に被害が生じた。また、交通路の遮断や山間部の孤立が発生し、文化財の被害状況の把握にも遅延が生じた。今後も同様の事態が懸念され、対策が必要である。

#### 4) 火災

火災によって被災しやすい文化財は建造物が代表例だが、建造物が被災すると、その内部に収蔵される文化財にも被害が及ぶ恐れがある。名勝・天然記念物に関しては、山火事等による焼失が危惧される。



秩父市内には、老朽木造住宅が密集し大規模火災・延焼の発生が懸念されるエリアがあり、このような危険エリア内に所在する文化財について、特に対策を講じる必要がある。また、建造物への消火栓設備、自動火災報知設備等の設置が行き届いていないことが課題となっている。

5) 盗難・破壊・紛失

盗難・破壊・紛失の危険性が高いのは、美術工芸品及び有形の民俗文化財等の動産文化財である。また、天然記念物の希少な動植物も盗難の被害に遭う可能性がある。建造物等の不動産文化財に関しては、汚損や部材の盗難等の被害が想定される。

秩父市では、文化財収蔵施設への侵入や文化財への落書き等、危惧すべき事態が発生しており、特に人通りの少ない場所に所在する文化財の管理を強化する必要がある。また、文化財所有者の逝去とその相続や、地域共有物の管理責任者の交代等に伴う管理体制の弱体化が課題となっている。

## 2 文化財の防災・防犯に関する方針と措置

以下に記載した文化財の防災・防犯に関するガイドライン・計画等を踏まえ、秩父市の方針と措置を表8-1にまとめた。また、災害時における職員の動向については、「災害時の職員初動マニュアル」に定められており、教育委員会は災害対策本部の教育総務班に属し、教育施設や収容施設、文化財の保護に関することを所掌事務としている。

1) 国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン

作成主体：文化庁 作成年月：令和元年（2019）12月改訂

平成31年（2019）に発生したノートルダム大聖堂での火災を受けて実施した国宝・重要文化財の防火設備の緊急状況調査結果（令和元年（2019）8月公表）等を踏まえ、国宝・重要文化財（建造物）や史跡等に所在する建造物の所有者等が総合的な防災対策を検討・実施することができるよう、各文化財等の特性ごとに、想定される火災リスク・防火についての基本的な考え方、必要な点検事項と手順、対

表 8-1 文化財の防災・防犯に関する措置一覧

目的	方向性	No.	方針	措置		関連文化財群	取組主体	協力者	財源	事業期間			今期重点
				事業名	事業内容					R3~4	~R7	R8~12 計画修正後	
保存	まもる	H-8	「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」との整合性を図りながら、人口減少が進み集落の維持が難しくなることが予想される地域での文化財保護のあり方について検討する。	文化財保護保存事業	文化財の種類ごとに保護管理体制の構築を検討する。また、集落自体の記録の作成を検討する。	5 7-1	秩父市（文化財保護課、都市計画課、危機管理課）	市民 地域住民	市費	←————→			
		H-9	耐震診断を行い、耐震改修または建て替え等の方針を検討する。	秩父祭笠鉾屋台管理事業	秩父祭笠鉾・屋台の収蔵庫を、建設年代の早い順に耐震診断を行い、今後の方策を検討する。	7-2	秩父市	文化財所有者・管理者	市費	←————→			○



目的	方向性	No.	方針	措置		関連文化財群	取組主体	協力者	財源	事業期間			今期重点
				事業名	事業内容					R3~4	~R7	R8~12 計画修正後	
保存	まもる	H-10	文化庁が作成した「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」や「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、埼玉県が作成した「埼玉県文化財保存活用大綱」に則り、「秩父市都市計画マスタープラン」、「秩父市地域防災計画」との連携を図り、文化財の防災・防犯対策を行う。	文化財レスキュー体制整備事業	埼玉県、秩父郡市の各担当課と協力体制を築き、秩父地域全体で文化財レスキューに取り組む体制を検討・整備する。		埼玉県 秩父市 横瀬町・小鹿野町・皆野町・長瀬町	文化財所有者・管理者 地域住民	県費 市費	←-----→			
				文化財防火査察事業 文化財防火訓練事業	秩父消防本部と協力し、消防用設備等の設置状況の査察を行う。また、文化財防火デーに合わせて文化財での消火活動の訓練を行う。		秩父市（文化財保護課、危機管理課） 秩父消防本部 秩父消防署	秩父市消防団 地域住民	市費	-----→			
				文化財防災設備保守点検補助事業	国指定重要文化財「内田家住宅」、県指定有形文化財（建造物）「秩父神社社殿」「札所一番観音堂」、県指定有形民俗文化財「萩平歌舞伎舞台・精進堂」の防災設備保守点検に係る費用を補助する。		秩父市 文化財所有者・管理者		県費 市費	-----→			
				文化財防火設備設置補助事業	消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置を検討している市指定有形文化財（建造物）、国登録有形文化財の所有者に、設置に係る費用を補助する。		秩父市 文化財所有者・管理者	秩父消防本部	市費	←-----→			○
				文化財公開環境整備事業	定期的公開環境の点検を実施して、現状把握及び整備に努める。	4-1	秩父市（文化財保護課、観光課、各支所地域振興課）	市民 地域住民	市費	←-----→			
				文化財防災対策検討事業	「秩父市都市計画マスタープラン」と連携し、GISデータを用いて文化財の位置情報とハザードマップ、水害リスク情報図を照らし合わせ、災害リスクの見える化を図り、対策を検討する。		秩父市（文化財保護課、都市計画課、危機管理課） 文化財所有者・管理者	—	市費	←-----→			○
H-13	文化財安全点検事業	定期的文化財の安全点検を実施する。見学の際に危険を伴う場合は、その情報を市HPで発信する。		秩父市	市民 地域住民	市費	←-----→						
H-14	文化財防災防犯意識啓発事業	文化財の防災・防犯について、県と連携して文化財の所有者・管理者への研修・説明会等を開催する。また、地域住民や関係機関と文化財リストを共有し、防災・防犯意識を高める。		埼玉県 秩父市 文化財所有者・管理者	秩父消防本部 秩父警察署 地域住民	市費	←-----→						

応策等をまとめている。

## 2) 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン

作成主体：文化庁 作成年月：令和元年（2019）12月改訂

国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火設備の緊急状況調査結果（令和元年（2019）8月公表）等を踏まえ、国宝・重要文化財を保管する博物館等が総合的な防火対策を検討・実施することができるよう作成したものであり、防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練等についての基本的な考え方を示している。

## 3) 世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画

策定主体：文化庁 策定年月：令和元年（2019）12月 計画期間：令和2年度～6年度

国宝・重要文化財の防火設備の緊急状況調査結果等を踏まえ、世界遺産または国宝（建造物）や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等、さらに世界遺産となっている史跡等に所在する建造物について、総合的かつ計画的な防火対策を重点的に進めるため、当計画が策定された。

毀損・不具合がある防火設備の整備、早期覚知のための警報設備の充実、防火計画の策定、設備の定期点検など、ハード・ソフトの両面から取り組むこととしている。

## 4) 埼玉県文化財保存活用大綱

策定主体：埼玉県教育委員会 策定年月：令和2年（2020）3月

すべての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知って地域に愛着と誇りを深めていただくとともに、地域社会総がかりで文化財の適切な保存活用の促進を目指し、当計画が策定された。

文化財の防災・防犯に関しては、「第4章 文化財の保存活用の目指すべき方向性と取組・第2節 文化財を適切に保存する」で、「文化財の防災・防犯の推進」の項目を立て、市町村と連携した防災・防犯等の対策の周知徹底や災害発生に備えた市町村との連携強化等を明記している。また、「指定文化財の紛失等の防止の徹底」の項目を立て、指定文化財の所在確認調査や所有者への啓発活動等を実施している。

## 5) 秩父市地域防災計画

策定主体：秩父市防災会議 策定年度：平成17年度（令和2年度修正）

災害対策基本法（昭和36年（1961）法律第223号）第42条の規定に基づき秩父市防災会議により作成された計画であり、秩父市の地域に係る防災に関し、市及び関係機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

「第2編 災害予防計画・第2章 被害防止対策の推進・第1節 災害に強いまちづくり」で、「文化財の被害防止」の項目を立て、「文化財を災害から保護するため、その管理状況を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う」とし、文化財の収蔵・保管体制の整備や防火体制・防火施設等の整備強化を明記している。また、「第3編 災害応急対策計画」の「第1章 震災応急対策・第3節 救援期の災害応急対策活動」、及び「第2章 風水害・雪害応急対策・第4節 救援期の災害応急対策活動」で、「文化財の保護対策」の項目を立て、文化財等に震災被害・風水害・雪害が生じた場合の情報の収集・伝達について、「市は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けると

ともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。」としている。また、文化財の収蔵・保管施設の応急対策については、「市は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。」としている。

### 6) 秩父市都市計画マスタープラン

策定主体：秩父市都市計画課 策定年月：令和3年（2021）4月 計画期間：令和3年～22年

計画目標を2040年に設定し、秩父市の将来都市像を「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」、都市づくりのテーマを「秩父固有の歴史と文化、自然に包まれて、安全で心地よい暮らしと訪れる喜びを実感できる、魅力あふれるまちづくり」と定めている。

分野別に定めた4つの基本目標のうち、防災・防犯に関する目標は「基本目標4：誰もが「安心・安全」に暮らせるまち」で、災害時に頼れる避難場所となる拠点や幹線道路の整備、建築物の耐震化や老朽建築物の更新や統廃合等を進めるとともに、集団移転など安心・安全なエリアへの居住誘導に取り組むとしている。また、交通の安全性の確保や防犯体制の強化等にも取り組み、「誰もが安全に安心して暮らせるまち」を目指すとしている。

## 3 文化財の防災・防犯に関する体制と体制整備の方針

文化財の防災・防犯を推進するには、行政のみならず文化財所有者・管理者、地域住民等の協力・連携が不可欠であり、防災・防犯を進めていくための協力体制を構築することが必要である。そのため、文化財の防災・防犯に関する体制は文化財保護課を中心とし、庁内関係各課との連携を図りながら事業の推進を図ることを基本とする。具体的な事業や取組みの実施に関しては、前述した文化財の防災・防犯に関連する関係法案・計画等を踏まえるとともに、文化庁や埼玉県教育委員会の指導を仰ぎながら、文化財所有者・管理者や地域住民、関係団体、庁内関係各課が共に主体となって地域社会総がかりで実施する。また、必要に応じてヘリテージマネージャー（歴史的建造物の保存活用に係る専門家）の指導・助言を仰ぐ。

自然災害・火災等の発生に備えるため、平時には、秩父市危機管理課や秩父消防本部、秩父市消防団、文化財所有者・管理者と連携の下、文化財の防火設備設置状況の査察や消防訓練などに取り組む。また、秩父市都市計画課、文化財所有者・管理者と連携し、GISデータを用いた文化財における災害リスクの見える化を進め、対策を検討する。

被害が発生した場合は、前述したとおり、秩父市は文化財の被害情報の迅速な把握に努め、埼玉県教育委員会等の関係機関へ報告し、指導・助言を受けるとともに、文化財所有者・管理者に必要な指示を伝達する。被害情報の把握やその情報発信に当たっては、秩父市危機管理課・秘書広報課・観光課・各総合支所地域振興課と連携し、速やかな対応を図る。しかし、被災時、このような対応を秩父市だけで行うことは難しい。そのため、埼玉県教育委員会・秩父地域4町の各担当課と協力体制を築き、秩父地域全体で文化財のレスキュー活動に取り組むことができるよう、体制を検討・整備する。

防犯に関しては、埼玉県教育委員会と連携し、防犯に対する文化財所有者・管理者の意識啓発に取り組む。また、秩父市各総合支所地域振興課と協力し、文化財の定期点検等を行う体制を検討する。